

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

さいたま市まち・ひと・しごと創生推進交付金計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

さいたま市

3 地域再生計画の区域

さいたま市の全域

4 地域再生計画の目標

本市の人口は、2024 年 12 月 1 日時点で 1,350,607 人であり、最近 30 年を見ると一貫して増加傾向にある。

人口増減に影響を与える自然増加数（出生数から死亡数を減算した数）は、2010 年、2011 年には 2,000 人を超えていたが、その後減少を続け、2018 年にマイナス 524 人と初めて自然減に転じた。また社会動態については、転出数はおおむね横ばいである一方で、転入数が増加傾向にあるため、本市では経年的に転入超過が続いている。特に 2019 年の増加傾向は顕著であり、12,766 人の社会増となっている。

現在、国全体の総人口が減少に転じている中、市独自推計によると、本市においては 2035 年頃までは人口が増加するが、その後減少に転じ、2060 年には 129 万人まで減少する見通しである。

また、年齢 3 区分別にみると、年少人口は 2060 年まで減り続け、生産年齢人口は 2025 年頃までは緩やかに増加するが、その後減少に転じ、2060 年まで減少する。老年人口については、2055 年までは増加を続けるが、2060 年には減少に転じると推計されている。

このような人口動態になった理由としては、本市の合計特殊出生率（2022 年：1.22）は全国平均（同年：1.26）と比べて低いが、社会増加（2022 年：10,607 人）があるため、2035 年頃までは人口が増加するが、本市の人口は社会増加への依存が大きく、今後、人口移動の減少により、市の人口も減少すると推計されるためである。また、

本市にあっては、第２次ベビーブーム生まれの方が、第１次ベビーブーム生まれよりもはるかに多く、第２次ベビーブーム生まれが老年期に差し掛かる 10～15 年後に、老年人口割合が急激に増加することが見込まれている。

今後この状態が続くと、労働力の不足が顕在化してきている中、生産年齢人口の減少は地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小は更なる人口減少を招き、更なる労働力の不足につながるという負のスパイラルに陥ることになる。また、老年人口は、全国平均を上回る速度で増加する見込みで、社会保障費の増大などといった問題を深刻化させるおそれがある。

このことから、将来の人口減少を見据え、本市が持続可能な都市づくりを進めるため、少子化対策などによる「人口の自然増」に関する施策と、若い世代の人口流入と定住化による「人口の社会増」を促す施策を進め、可能な限り「本市全体の人口を維持していくこと」が重要となる。これに加え、生産年齢人口の減少や、急速な老年人口の増加に対応する施策、さらに、本市の強みを生かして「まち」の魅力を高めていく施策を組み合わせ、本市独自の地方創生として具体化し、「人口減少・超高齢時代に適応し、更なる成長・発展につなげ、将来にわたって活力ある都市」の実現を目指す。

具体的な事業は、以下の基本目標のもとで実施する。

- ・基本目標１ 「さいたま」の５つの魅力を生かして、成長・発展する戦略
～「しあわせ」を実感し、市民や企業から選ばれる都市の創造～
- ・基本目標２ 未来に引き継ぐための持続可能なまちづくりを進める戦略

【数値目標】

５－２の ①に掲げ る事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2030年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア、イ	さいたま市を住みやすいと感じる市民の割合	86.4%	90%	基本目標１、２
ア、イ	さいたま市に住み続けたいと感じる市民の割合	87.2%	90%	基本目標１、２

	じる市民の割合			
--	---------	--	--	--

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2 及び 5-3 のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ まち・ひと・しごと創生交付金（新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金））の活用（内閣府）：【A3017】

① 事業の名称

「第2期さいたま市まち・ひと・しごと創生総合戦略」事業

- ア 「さいたま」の5つの魅力を生かして、成長・発展する戦略事業～「しあわせ」を実感し、市民や企業から選ばれる都市の創造～
- イ 未来に引き継ぐための持続可能なまちづくりを進める戦略事業

② 事業の内容

- ア 「さいたま」の5つの魅力を生かして、成長・発展する戦略事業～「しあわせ」を実感し、市民や企業から選ばれる都市の創造～
 - ・ 先進技術で豊かな自然と共存する環境未来都市の創造
 - ・ 一人ひとりが“健幸”を実感できるスマートウェルネスシティの創造
 - ・ 笑顔あふれる日本一のスポーツ先進都市の創造
 - ・ 子どもたちの未来を拓く日本一の教育都市の創造
 - ・ ヒト・モノ・情報を呼び込み、東日本の未来を創る対流拠点都市の創造

【具体的な取組】

- ・ 首都圏有数の自然環境の活用
- ・ 脱炭素社会に向けた先駆的な技術やサービスの展開
- ・ ライフスタイルやライフステージに応じた「健幸」づくり
- ・ スポーツの力を生かしたまちの活性化
- ・ 生涯スポーツの振興

- ・未来を拓くさいたま教育で子どもの力を伸ばす
 - ・国際的な結節機能の充実
 - ・対流拠点機能の集積強化
 - ・強い産業力の創出
 - ・広域防災拠点機能の強化
- 等

イ 未来に引き継ぐための持続可能なまちづくりを進める戦略事業

- ・子どもから高齢者まで、あらゆる世代が輝けるまちづくり
- ・激動する新時代に「未来技術」で躍動する地域産業づくり
- ・災害に強く、市民と共につくる安全・安心なまちづくり
- ・環境に配慮したサステナブルで快適な暮らしの実現
- ・絆で支え合い、誰もが自分らしく暮らせるまちづくり

【具体的な取組】

- ・全ての子どもが健やかに育つための環境づくり
 - ・心身ともに健康で安心して長生きできるまちづくり
 - ・経営革新と経営基盤強化
 - ・地域経済を支える人材展開の強化
 - ・災害に強い防災まちづくり
 - ・安心して暮らすことができる魅力ある都市の実現
 - ・環境に配慮したライフスタイルへの転換
 - ・誰もが生き生きと活躍できる地域共生社会の実現
 - ・多彩なコミュニティづくり
- 等

※ なお、詳細は第2期さいたま市まち・ひと・しごと創生総合戦略のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

④ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

毎年度7月頃を目途に外部有識者による効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。検証後速やかに本市公式ホームページ上で公表する。

⑤ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から2031年3月31日まで

5－3 その他の事業

○ 新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）の活用（内閣府）：

【E2001】

① 事業の名称

5－2の①事業の名称に同じ。

② 事業の内容

5－2の②事業の内容に同じ。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

④ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

5－2の④事業の評価の方法（PDCAサイクル）に同じ。

⑤ 事業実施期間

5－2の⑤事業実施期間に同じ。

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2031年3月31日まで